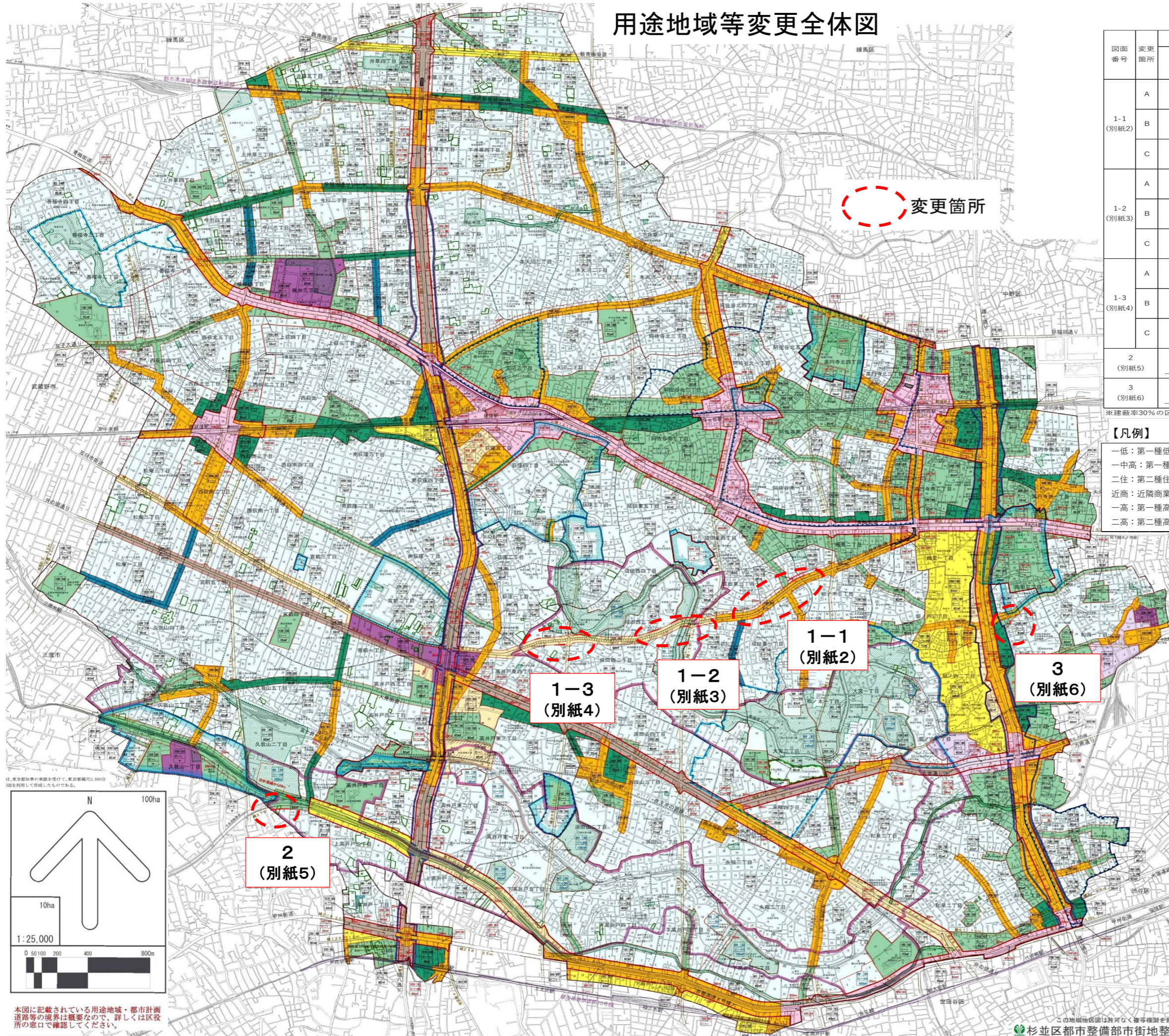


用途地域等変更全体図



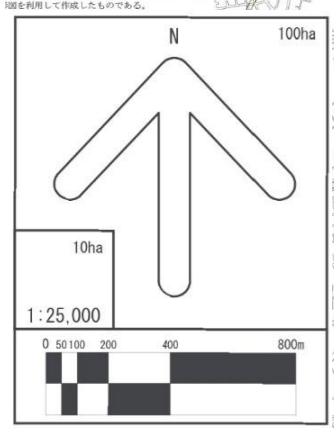
図面番号	変更箇所	用途地域				高度地区	防火・準防火地域	日影規制
		用途	建蔽率 (%)	容積率 (%)	建築物の高さの最高限度 (m)			
1-1 (別紙2)	A	一低	50	100	10	70	一高	準防火 3h/2h(1.5m) ↓ 4h/2.5h(1.5m)
	B	一低	60	150	10	60	一高	準防火 4h/2.5h(1.5m) ↓ 4h/2.5h(4m)
	C	一低	50	100	10	70	一高	準防火 3h/2h(1.5m) ↓ 4h/2.5h(4m)
1-2 (別紙3)	A	一低	30,40	60,80	10	80,100	一高	準防火※ 3h/2h(1.5m) ↓ 4h/2.5h(4m)
	B	一低	40,50	80,100	10	70,80	一高	準防火 3h/2h(1.5m) ↓ 4h/2.5h(4m)
	C	一低	40	80	10	80	一高	準防火 3h/2h(1.5m) ↓ 4h/2.5h(4m)
1-3 (別紙4)	A	一低	30,40	60,80	10	80,100	一高	準防火※ 3h/2h(1.5m) ↓ 4h/2.5h(4m)
	B	一低	40	80	10	80	一高	準防火 3h/2h(1.5m) ↓ 4h/2.5h(4m)
	C	一低	40	80	10	80	一高	準防火 3h/2h(1.5m) ↓ 4h/2.5h(4m)
2 (別紙5)		一低	40	80	10	80	一高	準防火 3h/2h(1.5m) ↓ 3h/2h(4m)
3 (別紙6)		一低	60	150	10	60	一高	準防火 4h/2.5h(1.5m) ↓ 3h/2h(4m)

※建蔽率30%の区域内は、防火地域及び準防火地域の指定はありません。

【凡例】
 一低：第一種低層住居専用地域
 一中高：第一種中高層住居専用地域
 二住：第二種住居地域
 近商：近隣商業地域
 一高：第一種高度地区
 二高：第二種高度地区

用途地域等凡例

<p>第一種低層住居専用地域</p> <p>日影規制値 (-) 5mを超える範囲 3 時間以上 (+) 10mを超える範囲 2 時間以上</p>	<p>第二種低層住居専用地域</p> <p>日影規制値 (-) 5mを超える範囲 3 時間以上 (+) 10mを超える範囲 2 時間以上</p>
<p>第一種中高層住居専用地域</p> <p>日影規制値 (-) 5mを超える範囲 3 時間以上 (+) 10mを超える範囲 2 時間以上</p>	<p>第二種中高層住居専用地域</p> <p>日影規制値 (-) 5mを超える範囲 3 時間以上 (+) 10mを超える範囲 2 時間以上</p>
<p>第一種住居地域</p> <p>日影規制値 (-) 5mを超える範囲 4 時間以上 (+) 10mを超える範囲 3 時間以上</p>	<p>第二種住居地域</p> <p>日影規制値 (-) 5mを超える範囲 4 時間以上 (+) 10mを超える範囲 3 時間以上</p>
<p>準工業地域</p> <p>日影規制値 (-) 5mを超える範囲 4 時間以上 (+) 10mを超える範囲 3 時間以上</p>	<p>準工業地域(特別工業地区)</p> <p>日影規制値 (-) 5mを超える範囲 4 時間以上 (+) 10mを超える範囲 3 時間以上</p>
<p>近隣商業地域</p> <p>日影規制値 (-) 5mを超える範囲 4 時間以上 (+) 10mを超える範囲 2.5 時間以上</p>	<p>商業地域</p> <p>日影規制値 (-) 5mを超える範囲 4 時間以上 (+) 10mを超える範囲 2.5 時間以上</p>



本図に記載されている用途地域・都市計画道路等の境界は概要なので、詳しくは区役所の窓口で確認してください。